# 津島市スポーツ活動全国大会等出場奨励金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、各種スポーツの全国大会以上の大会出場者に奨励金を交付し、市民スポーツの振興に寄与することを目的とする。

（対象）

第２条　奨励金の交付を受けることができる者は、各種スポーツの全国大会及び国際大会に予選会又は選考会等を経て出場する個人又は団体であり、次に掲げる規定に該当する者とする。ただし、同一の個人及び団体への奨励金の交付は、同一年度１回のみとする。

(1) 市内に在住又は在学に該当する個人

(2) 市外の団体に属する市内に在住又は在学に該当する個人

(3) 主に市内に在住又は在学の者で構成された市内の団体（団体競技であってもペア及びダブルス等は各個人での申請とする。）

(4) その他市長が適当と認めた者

２　ただし、次に掲げる場合は前項の規定に関わらず、交付の対象外とする。

(1) 出場種目を生業とする者

(2) 出場する大会開催日が当該年度ではないもの

(3) 個人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員に該当する場合

(4) 市内団体が、暴対法第２条第２号に規定する暴力団に該当し、又はその役員（同法第９条第 21 号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）が暴力団員に該当する場合

(5) その他市長が奨励金を交付するのに不適当と認める場合

（大会の範囲）

第３条　大会の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国際大会

ア　オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会

イ　国際競技連盟が主催する世界選手権大会・ワールドカップ

ウ　アジア競技大会、アジアパラ競技大会

エ　ユニバーシアード競技大会

オ　ＪＯＣ加盟団体、公益財団法人日本スポーツ協会及び愛知県スポーツ協会が選手を派遣する国際大会

カ　その他国際大会に準ずる大会

(2) 全国大会

ア　国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会

イ　全国青年大会

ウ　ＪＯＣ加盟団体、公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央競技団体が主催する全国大会

エ　全国高等学校総合体育大会（定時制・通信制を含む）
オ　全国中学校体育大会
カ　その他全国大会に準ずる大会

２　ただし、次に掲げる場合は前項の規定に関わらず、交付の対象外とする。

(1) 親善及び交歓大会

(2) 予選大会等の選考を経ず、自主的に出場等をする場合

(3) 政治団体、宗教団体、競技流派団体又はこれらに準ずる団体が主催する大会で、参加資格が限定される場合

(4) その他市長が奨励金を交付するのに不適当と認める場合

（奨励金の額）

第４条　奨励金は、次の表に定める額とする。

| 交付対象 | | 交付額 |
|---|---|---|
| オリンピック、パラリンピック | 個人 | ５０，０００円 |
| | ２人の団体競技（ペア及びダブルス等） | 個人の規定に準ずる |
| | ３人以上の団体競技<br>（国際大会に出場する団体のうち、大会出場メンバーに市内在住又は在学の方が、半数以上存在する団体に適用） | ５０，０００円×人数<br>上限２５０，０００円 |
| 上記を除く国際大会 | 個人 | ３０，０００円 |
| | ２人の団体競技（ペア及びダブルス等） | 個人の規定に準ずる |
| | ３人以上の団体競技<br>（国際大会に出場する団体のうち、大会出場メンバーに市内在住又は在学の方が、半数以上存在する団体に適用 | ３０，０００円×人数<br>上限１５０，０００円 |
| 全国大会 | 個人 | ５，０００円 |
| | ２人の団体競技（ペア及びダブルス等） | 個人の規定に準ずる |
| | ３人以上の団体競技<br>（全国大会に出場する団体のうち、大会出場メンバーに市内在住又は在学の方が、半数以上存在する団体に適用 | ５，０００円×人数<br>上限２５，０００円 |

２　個人と団体の構成員とを重複する場合は、団体の奨励金のみを交付するものとする。

（交付の申請）

第５条　奨励金の交付を受けようとするときは、出場する者又は出場する団体の代表者（それらの者が高校生未満である場合にあっては、その保護者又は当該団体の責任者。以下「申請者」という。）が次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 津島市スポーツ活動全国大会等出場奨励金交付申請書（様式第１号又は第２号）

(2) 出場する大会の開催要項

(3) 予選大会又は選考会等の開催要項
(4) 予選大会又は選考会等の結果又は全国大会等出場決定通知
(5) 全国大会等に出場する団体の登録メンバー表
(6) 津島市スポーツ活動全国大会等出場奨励金交付申請用団体名簿（様式第３号）
(7) 口座振込依頼書（様式第４号）
(8) その他市長が必要と認める書類

２　前項に規定する申請は、出場する全国大会等が開催される年度内に行わなければならない。

３　第１項に規定する申請は、あいち電子申請・届出システムを活用した申請に代えることができる。

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の申請があった場合は、この要綱に基づき内容を審査し、適当と認めた場合は、津島市スポーツ活動全国大会等出場奨励金交付決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（交付の時期及び方法）

第７条　市長は、前条の規定により奨励金の交付を決定したときは、通知した日から概ね１カ月以内に奨励金を申請者に交付するものとする。また、交付の方法は、申請者から提出された口座振込依頼書の指定口座に振込むものとする。

（奨励金の返還）

第８条　市長は、既に交付した奨励金であっても、当該奨励金の交付を受けた個人又は団体が奨励金の交付要件に該当しないことが判明した場合は、奨励金を返還させることができる。

（広報紙及びホームページ掲載）

第９条　この要綱に基づき、交付が決定した者のうち、希望する者については、当該大会に出場した旨を市の広報紙及びホームページに掲載することができる。

２　第２条第１項及び第３条第１項に該当する者のうち、奨励金の申請が同一年度２回目以降の者等の理由で奨励金が交付されない場合においても、市の広報紙及びホームページの掲載は申請することができるものとし、第５条のうち第７号を除く申請書類を市長に提出するものとする。

（大会結果報告）

第 10 条　奨励金の交付を受けた者は、大会終了後、速やかに津島市スポーツ活動全国大会等出場奨励金結果報告書（様式第６号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附　則

この要綱は、平成元年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 31 年４月 23 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。